守山市長期ビジョン 2035 骨子(案)

目 次

| 第1部 長期ビジョンとは | |
|-----------------------------|----|
| 1. 策定の趣旨 | 1 |
| 2. 長期ビジョンの位置づけと構成・期間 | 2 |
| 3. ビジョンの推進 | 3 |
| 第2部 守山市の現況 | |
| 1. 守山市の特徴 | 4 |
| 2. 社会環境の変化 | 6 |
| 3. 市民が考える「10年後のまち」 | 8 |
| 4. 2035 年に向けたまちづくりの姿勢 | |
| 第3部 基本構想 | |
| 1. わたしたちが目指すまちの姿 | |
| 2. まちづくりの目標 | |
| 3. 人口目標 | |
| 4. 土地利用の方針 | |
| 5. 分野別政策 | |
| 6 (仮) 第3期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 20 |

第1部 長期ビジョンとは

1. 策定の趣旨

守山市では、昭和 47 (1972) 年に策定した「守山市総合発展計画」から始まり、「第 5 次 守山市総合計画」(平成 23 (2011) ~令和 7 (2025) 年度) にわたり、市の最上位計画とし て、中長期的なまちづくりの指針である「総合計画」を策定し、計画的かつ総合的な行政運 営を進めてきました。

しかしながら、近年の急速なグローバル化や技術革新などにより、社会経済情勢が目まぐるしく変化するなか、地域課題も複合化、複雑化し、市民一人ひとりのニーズや価値観も多様化しています。このため、従来の枠組みや方法では、急激な変化や課題に対応することが難しくなっています。

このような中、将来を見据えてサステナブルなまちづくりを進めるためには、デジタルの 力も活用しながら、限られた資源を最大限に活用し、市民と行政が課題を共有し、解決に向 けて共に取り組むことが不可欠です。

今回策定する「長期ビジョン 2035」は、市民と行政が協働してまちづくりを進めることを重視し、様々な機会を通じて市民の声を丁寧に聞き取りながら、10 年後に目指すまちの姿を描き、それを実現するために必要な取組を考える、バックキャスティング方式で策定しました。

本計画を市民と行政が共有し、力を合わせてまちづくりを進めるための指針として位置づけます。

■これまでの守山市の総合計画

| 計画名 | 将来都市像 |
|--------------------------------|---|
| 守山市総合発展計画 昭和 47~60 年度 | 青い空・美しい水と緑のもとで『のどかな田園都市』を維持・形成 するために |
| 守山市新総合発展計画 昭和 53~60 年度 | のどかで明るくたくましい田園都市を目指して |
| 第3次守山市総合発展計画 昭和61~平成12年度 | こころかよう 光かがやくまち守山 |
| 第4次守山市総合計画 平成13~22年度 | ひと・まち・自然が元気な健康都市 守山 |
| 第5次守山市総合計画 平成23~令和7年度 | 「わ」で輝かせよう ふるさと守山 |

2. 長期ビジョンの位置づけと構成・期間

(1) 長期ビジョンの位置づけと構成

令和 2 (2020) 年の市制 50 周年において、次の 50 年を見据えた守山市の新たな方向性として、守山市民憲章に掲げる『のどかな田園都市』を基軸としつつ、これまで守山市が築き上げてきた一人ひとりの心身の「豊かさ」、地球環境との共生、自然環境や教育文化等の「豊かさ」をさらに追及する『豊かな田園都市』を掲げました。

自然環境と活気ある都市環境がバランスよく調和した『豊かな田園都市』を将来にわたり維持・発展させるために、長期ビジョンでは、今後 10 年間で目指すまちの姿とその実現に向けた目標と方向性を示します。

第5次総合計画では、目指す将来像と全分野における施策の方向性を網羅的に示し、さらに 各行政分野ごとにおいて個別計画を策定し、事業を計画的に推進してきましたが、長期ビジョ ンでは、目指す将来像とその実現に向けて取り組む分野別政策の方向性のみ定め、具体の施策 等については個別計画に位置づけることとします。

また、守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても改定の時期を迎えています。

今般、長期ビジョンにおいて、地方創生に基づき重点的に取り組む事項を重点戦略として位置づけ、長期ビジョンと総合戦略を一体的に策定、推進することで、より効果的かつ効率的なまちづくりを市民と共に進めていきます。

守山市民憲章

50年先の目指すまちの姿「豊かな田園都市」

長期ビジョン 2035

将来構想

将来都市像 目指すまちづくりの視点 分野別政策 重点戦略

地方創生プラン

守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策方針・数値目標 ・主要事業

個別計画

子育て、教育、健康・福祉、都市計画、 交通、環境、などの行政分野の計画

(2) 計画期間

○将来構想

長期ビジョンは、市民と行政が共有するまちづくりの指針であり、今後 10 年間で目指すま ちの姿とその実現に向けた目標および分野別政策の方向性を定めます。

計画期間は、令和8(2026)~17(2035)年度の10年間とします。

○地方創生プラン

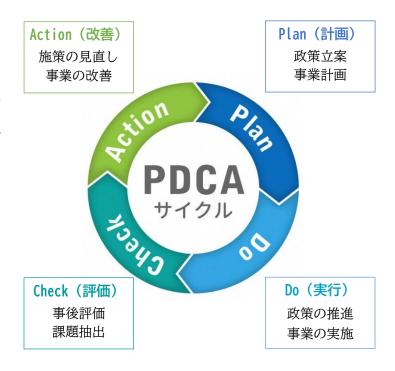
デジタルの力を活用しつつ、重点的かつ優先的に進めるべき分野や施策の具体の取組を記載しており、実効性の高い取組を進めるために、計画期間は5年とし、計画期間終了後には、社会情勢や市民のニーズに応じて見直しを行います。

■計画期間 (年度)

| | 令和 8 (2026) | 令和 9 (2027) | 令和 10 (2028) | 令和 11 (2029) | 令和 12 (2030) | 令和 13 (2031) | 令和 14 (2032) | 令和 15 (2033) | 令和 16 (2034) | 令和 17 (2035) |
|--------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 将来構想 | | | 令和 8(2 | 2026) ~ | 令和 17 | (2035)年 | F度 10 | 年間 | | |
| | | | | | | | | | | |
| <mark>地方創生</mark> プラン | 令和8(| | ~令和 12 5 年間 | (2030) | 年度 | 令和 13 | (2031) | ~令和 17 5 年間 | (2035) | 年度 |

3. ビジョンの推進

社会経済情勢の変化に迅速に対応する ため、策定後も常に時代の変化や市民の ニーズ等に応じて検討を加え、計画を効 果的かつ着実に推進し、適切に進行管理 を行います。



第2部 守山市の現況

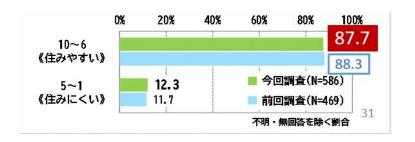
1. 守山市の特徴

①自然環境と歴史・文化が豊かなまち

- ・市内には小さな川が無数に流れ、その水環境の良さから、まちなかでもホタルが飛び交い、 笠原の桜、なぎさ公園のひまわりや菜の花、コスモス畑など、四季折々の花が咲き、身近に 自然が感じられます。
- ・歴史・文化資源が豊富な地域であり、国指定史跡・伊勢遺跡や大庄屋諏訪家屋敷、中山道の 宿場町としての面影を残しており、地域の歴史や文化が感じられるスポットが点在していま す。
- ・ユネスコ無形文化遺産に登録されている「近江のケンケト祭り長刀振り」に代表されるよう に、地域ごとに伝わる祭りや伝統が、地域住民の手で継承され、住民同士の絆を深めていま す。

②都市の利便性と自然環境のバランスがよいまち

- ・交通の利便性の高さから、京阪神のベッドタウンとして、人口増加が続いています。JRを利用すれば大阪駅まで約55分、京都駅まで約25分と通勤・通学にも便利で、商業施設も充実しており、日常生活の利便性が高いまちです。
- ・駅から少し離れると広がる田園風景や、琵琶湖、比良山系の山々を望む広大な景観が特徴で、四季折々の美しい風景が広がるなど、身近な自然を感じられるまちとなっています。
- ・琵琶湖沿いには、美術館やリゾート施設、スポーツ施設があり、多様なスポーツやレジャーが楽しめることから、市外からも多くの人々が訪れています。平坦な地形を活かしたビワイチが盛んで、サイクリストや観光客にとって重要な魅力となっています。
- ・都市的な利便性とのどかな自然環境が調和しており、そのバランスの良さが守山市の大きな 魅力となっており、これにより、住みやすさが向上し、居住地としての魅力を高める要因と なっています。



③子育てしやすいまち

・全国的な人口減少・少子高齢化の中、守山市は、子育てしやすいまちとして選ばれ、高齢化率は22.6%(令和6(2024)年)と、比較的若い世代が多いまちとなっています。中高一貫校が2校あるなど教育環境が充実しており、病院や診療所も多く所在するなど医療面も充実しており、子育てしやすいまちになっています。

4つながりが強く市民力の高いまち

- ・ 自治会加入率の高さに象徴されるように、人と人のつながりが非常に強いまちで、様々な市 民活動や地域活動が活発に行われています。
- ・ 守山市は青少年赤十字発祥の地でもあり、自助・共助の精神が強く根付いており、市民同士 が互いに支え合う意識が高いまちです。

⑤産業の栄えるまち

- ・既存産業に加え、JR守山駅東口や笠原工業団地等への大規模な企業立地、市民交流ゾーン における商業施設の開業など、多様な産業が進出しています。
- ・「起業家の集まるまち守山」を目指し、起業・創業支援に向けた取組を推進しています。
- ・ 守山を代表する特産品であるモリヤマメロン等の農産物や琵琶湖パール等について、認知度 を高めるとともに、特産品の普及に取り組んでいます。

2. 社会環境の変化

①人口減少、少子高齢化の深刻化

- ・全国的に人口減少、少子高齢化が加速化しており、こうした人口構造の変化は、労働力不足 や市場規模の縮小を引き起こし、経済活動の停滞を招きます。さらに、医療や介護負担の増 加による社会保障費の増大、税収の減少など、社会全体の活力低下が懸念されます。
- ・本市を含む近隣市では、これまで大阪や京都の大都市近郊のベットタウンとして、人口増加 が続いてきました。しかしながら、本市でも、新規住宅の供給不足などにより人口増加の鈍 化がみられ、加えて空き家の増加も進行しています。今後も子育てしやすく、住みやすいま ちとしての魅力をさらに伸ばし、効果的な住宅施策を講じることで、人口維持に取り組む必 要があります。
- ・本市の昼間人口比率は89.99と県内で最も低いですが、一方で、JR守山駅東口や笠原工業団地等への大規模な企業立地、市民交流ゾーンにおける商業施設の開業など、流入人口の増加要因もあります。さらに、「起業家の集まるまち守山」を目指し、企業・創業支援に注力しており、仕事づくりや関係人口の増加にもつながっています。
- ・こうした動きを最大限に活かし、経済活性化を推進するとともに、地域の魅力を強化することで、人口減少や税収減少などの課題に対応し、サステナブルな発展を目指す必要があります。
- ・ 待機児童の発生や学童保育の不足が課題となっています。また、不登校やヤングケアラー問題など、子どもを取り巻く環境も複雑化しています。
- ・ 高齢化、共働きや核家族の増加、価値観の多様化等により、地域活動における担い手不足が 深刻化しています。

②価値観やライフスタイルの多様化

- ・コロナ禍を経て、社会全体で個人の価値観や働き方、ライフスタイルが多様化しており、特に、ワークライフバランスを重視する動きや、年齢、性別、国籍等に関わらず、すべての人が尊重され、自分らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現が求められています。こうした社会の実現には、誰もが安心して暮らせる環境づくりと個人の多様な選択を支える柔軟な仕組みが重要です。
- ・また、健康志向の高まりも顕著で、心身の健康を重視する傾向が強まっています。健康寿命 の延伸に向けた取組や、地域全体で支援する仕組みづくりが求められています。

③地球環境問題の深刻化

・地球温暖化や気候変動の影響が地球規模で深刻化し、異常気象やそれに伴う食料供給への影響が顕在化しており、地球環境問題への意識の高まりを背景に、サステナブルな社会の実現 を目指した脱炭素の取組が求められています。

- ・本市においても、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や、省エネ 等、更なる取組が必要です。また、本市は琵琶湖や野洲川、ホタルの住む水辺など豊かな自 然環境に恵まれており、こうした貴重な自然資源を次世代へ引き継ぐための取組が求められ ています。
- ・地域の自然環境を活かしながら、環境保全と地域振興を両立させる施策を展開することで、 市民一人ひとりが環境意識を高め、共にサステナブルなまちづくりを進めていくことが期待 されます。

④デジタル化とテクノロジーの進展

- ・ A I をはじめとする最新技術の急速な進展により、行政のみならず様々な分野でのデジタルトランスフォーメーション (DX) が急務となっています。
- ・業務の効率化や新たな価値創造が期待される一方で、個人情報保護、サイバー脅威の増加な どの課題が顕在化し、情報技術へのアクセスや活用能力の差が拡大する「情報格差」の問題 も懸念されています。
- ・守山市でも、窓口のスマート化や市民生活におけるDXの支援を進めており、今後は、産業など様々な分野でのDXを推進し、社会生活に活用していくことが求められます。

⑤安全・安心な社会への対応

- ・近年、日本各地で大規模地震や大雨による水害、土砂災害などの自然災害が頻発し、激甚化 しています。このような災害はいつ、どこで発生するかわからず、いざという時に市民の生 命と財産を守るための防災対策や災害に強いまちづくり、地域の防災力の強化が求められて います。
- ・守山市は、比較的災害が少ない地域として知られているものの、誰もが安心して暮らせるまちであり続けるためには、防災力や支援体制の強化とともに、地域コミュニティの役割を高め、すべての住民が互いに支え合えるまちづくりを進めることが重要です。このような取組を通じて、安全で包摂的な地域社会の形成が期待されます。

これらの社会環境の変化に対応し、サステナブルなまちづくりを実現するためには、財政の健全性を確保しつつ、市民ニーズに応える柔軟かつ効率的な施策を展開することが求められ、同時に、官民連携の取組やシェアリングエコノミーを推進し、地域全体での協力体制を強化することで、限られた資源を最大限に活用した新たな価値創造を目指すことが重要です。

3. 市民が考える「10年後のまち」

まちの将来像を検討するために、アンケートやワークショップなど様々な機会で、市民の みなさんから意見をいただきました。

住民アンケート





中学生アンケート





住民ワークショップ

| ひと | 思いやるこころ/支え合い/お互い様の気持ち 世代を超えた人のつながり/垣根のないまち/多様性/フラットな人間関係 チャレンジできる/みんなが主役 |
|----------------|---|
| < 60 | 住みやすい/子どもがのびのび育つ 居場所がある/交流の機会がある 凸凹のまま暮らしやすいまち/市民の思いが実現するしくみ |
| まち | 誰でも/まんべんなく 自由に移動できる/公共交通が便利/気軽に病院にいける Help が言える環境/相談できる/安心安全 働く場や多様な働き方がある/にぎわいがある |
| 環境 | 自然を守る/原風景を守る/命を守る/次世代に継承/ 人と人をつなぐ/産業とつなげる/地産地消 ふれあい/体験/経験 |
| 全 体 | 都会と田舎のバランス/バランスの良いまち/故郷/誇り/守山愛 攻山・守山(攻めるために守る)/役割分担/深化し続ける 共創/みんなでつくる/持続可/SDGs/やめる勇気/生産性向上 PDCA/ゴールを見えやすく/政策の振り返り/市民がチェックする仕組み |

4. 2035年に向けたまちづくりの姿勢

守山市でもこれまで増加し続けてきた人口の伸びが鈍化しており、将来的な人口減少は避けられません。人口減少は、地域活動における担い手不足を招き、日常生活や地域社会の維持が困難になる可能性があり、時代の転換点に立っています。

従来通りの方法や枠組みでは、急速に変化する社会情勢や課題に対応することが難しくなり、将来にわたって、サステナブルなまちづくりを実現するためには、既成概念にとらわれず、変化に柔軟に対応する姿勢が重要です。

守山市は他の地域と比較して、人口が維持され高齢化の進行も緩やかであり、各ゾーンで 新たなまちづくりが進むなど、都市ポテンシャルは高く保たれています。

この 10 年間は、これらの優位性を最大限に活かし、将来を見据えたサステナブルなまちづくりを進めます。

今が時代の転換点であることを認識し サステナブルなまちづくりを進める

第3部 基本構想 守山市民憲章(普遍) 豊かな田園都市(50年先の目指すまちの姿) 【将来の都市像】 (10年後の目指すまちの姿) 私の『想い』がかなうまち ~守るために攻める サステナブルなまちを目指して~ 【まちづくりの目標】 くらし ひと まち 守山らしさ 【分野別政策】 3 4 5 8 2 6 つながり 文化・スポーツ 安全・安心 教育・学習・子育で 康 福祉

重点戦略1

子育てしやすい環境の整備(ひと)

重点戦略 2

地域の魅力を活かし、交流人口の拡大を図る(ひと)

重点戦略3

地域で働く生産性の高い魅力的なしごとをつくる(しごと)

医療

重点戦略 4

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる(まち)

1. わたしたちが目指すまちの姿

守山市は、市民憲章において「のどかな田園都市」守山の市民であることを誇りとし、この恵まれた環境のもとにおのおのが力を合わせて、すべての人々の幸せを願い生きがいのあるまちづくりを行うことを定めています。

さらに市制 50 周年時の提言「豊かな田園都市」に基づき、市民が努力を重ねてきたことにより、田園・自然の恵みと都市の機能をバランスよく兼ね備えたまちを築いてきました。

この「豊かな田園都市」というイメージは私たちのまちづくりの基礎としてこれからも大 切に守り続けていくものです。

守山市を取り巻く社会環境の変化に対応しながら、第5次総合計画において位置づけられている「ふるさと守山」(参考※)を守り、市民一人ひとりが幸せを感じられるサステナブルなまちをつくるため、市民と共に目指す守山市の10年後のありたい姿を次のように設定します。

第5次総合計画

将来の都市像

「わ」で輝かせよう ふるさと守山

ふるさと守山

『ふるさと』とは、「その人が短からぬ歳月住んでいる(住んだことのある)土地」「それに接すれば、心の安らぎが得られるところ」といわれるように、自分の居場所であり、もっとも安らげる、落ち着ける場所であるといえます。そして、それは自分という主役とその家族とのつながり、家族と家族のつながりを基本とした地域のつながり、そして学校や職場他、自分の生活のあらゆる場面を含めた舞台となります。

守山市にずっと住んでいる人にとっても、これから守山市に住む人にとっても、この守山という舞台が、自分の『ふるさと』、みんなの『ふるさと』としてさらに住み心地のいいまちとなるために、主体的に自分ができること、家庭でできることに努力しつつ、地域とのつながりを大切にしながら守山に関わるすべての人の『ふるさと』をつくりあげていきます。

※第5次総合計画抜粋

<将来都市像>

私の『想い』がかなうまち

~守るために攻める サステナブルなまちを目指して~

守山の豊かな自然、快適で便利な暮らし、人のつながりなどに惹かれて私たちはこの まちに暮らしています。先人が培ってくれた「ふるさと守山」をこれからも大切に守り 次の世代へつないでいかなければなりません。

近年の地域活動の担い手不足、人口増加の鈍化等、大きく変化していく社会環境に柔軟に対応しつつ、「ふるさと守山」を守るためには、今が時代の転換点と捉えて、変化を恐れず攻める姿勢で挑戦することが必要です。

まちをつくる主人公は人です。

一人ひとりが夢やかなえたい想いを持ち、一人ひとりが夢やかなえたい想いを持てるような、また、その実現に向けた挑戦をみんなで認め支え合うことのできるようなまちづくりに取り組み、「守山に住んでいて良かった」、「また守山に戻ってきたい」と実感できるサステナブルなまちを目指します。

2. まちづくりの目標

将来都市像の実現に向けて、都市の活動を構成する「ひと」「くらし」「まち」「守山らし さ」の4つの視点からまちづくりの目標を設定し、取組を展開します。



ひと

- ○多様性を認め合い、一人ひとりの個性や能力を活かす場所がある。
- ○地域の人材、場所がハブとなり、ひとや情報がつながっている。
- ○市民一人ひとりのやってみようが実現できる。
- ○誰もが文化・芸術、スポーツに親しみ、いつまでも心豊かに輝くことができる。
- ○誰もがゆるやかにつながり、互いに支えあっている。
- ○ふるさとを愛する市民が育っている。

くらし

- ○子どもを生み育て、働きやすい環境が整っている。
- ○誰もが健やかで心豊かに自分らしく暮らすことができる。
- ○子どもから高齢者までそれぞれの居場所・活躍の場がある。
- ○本人の意欲と能力に応じ、働くことができる多様な仕事や働き方がある。
- ○誰もが安心して学ぶことのできる多様な学習環境が整っている。
- ○地域全体で支えながら、誰もが安心して移動できる地域交通がある。
- ODXや新たな技術の活用により、便利で快適に暮らすことができる。

まち

- ○災害に強く、安全、安心に暮らすことができる社会インフラが整備されている。
- ○地域ごとの特性を活かし、まちの景観と自然が調和している。
- ○資源が循環するサステナブルなまちとなっている。
- ○地域で働くことができる魅力的なしごとがある。
- ○起業家等、若者のチャレンジを応援するまちとなっている。
- ○まちの魅力・強みを活かし、交流人口、関係人口が増えている。

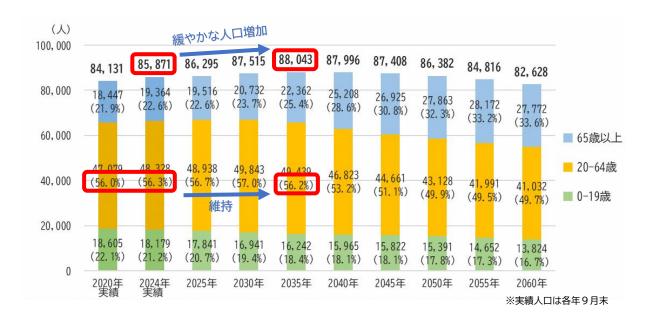
守山らしさ

- ○環境学習都市宣言が具現化されている。
- ○ホタルなどの豊かな自然環境や歴史、文化が保全・継承されている。
- ○琵琶湖や野洲川等の豊かな自然環境に触れ、様々な体験ができる。
- ○活発な自治会活動が継続されている。(地域力)
- ○青少年赤十字の精神「気づき・考え・実行する」が実践されている。

3. 人口目標

令和 17 (2035) 年の目標人口 88,000 人

将来にわたって市全体の活性化や集落を維持していくためには、緩やかな人口増加を継続していくことが必要です。そのため、令和17 (2035) 年に88,000人の目標人口を設定します。また、地域経済の安定と持続的な社会サービスを維持するために、現在の人口年齢バランス(20~64歳:56%) を維持し、人口構造のバランスを保つことを目指します。



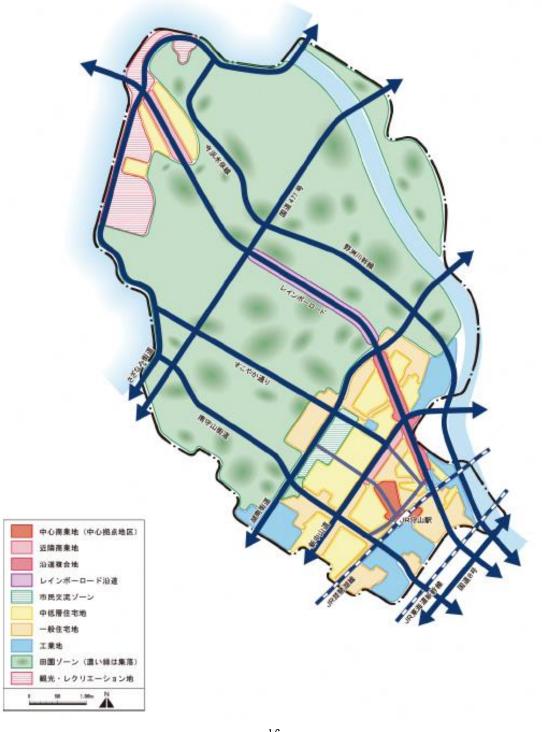
目標人口を達成するためには、住みやすさをさらに向上させることが必要であり、子どもを生み育てやすい環境整備や、子育て・教育・医療環境や自然と調和した居住環境等の守山の良さをさらに伸ばし、「守山に住んでいて良かった」と実感できるサステナブルなまちづくりを進めます。また、特に、子育て世代を中心として転入需要が多く見込まれることから、住宅需要に応じた都市計画などの制度改正や既存住宅ストックの有効活用など、様々な施策に取り組みます。

令和 6 (2024) 年度の市民交流ゾーンでの大規模商業施設の開業や、今後予定されている 株式会社村田製作所(守山イノベーションセンター)をはじめとする企業誘致など、新たな まちづくりの転機を迎えており、これらを最大限に活かし、地域のにぎわいの創出を進める ことで、交流人口や関係人口の増加を図ります。

4. 土地利用の方針

50 年先の『豊かな田園都市』を目指して、市民憲章に掲げる「美しい水と緑を活かした秩序のあるまち」を実現すべく、市域全域において良質な景観誘導を図りつつ、駅周辺地域や湖岸地域等において、それぞれの特性を踏まえた都市機能を有する施設の誘導や整備を促進するとともに、市民だけでなく市外から訪れた人々も含めた多様な交流を促進します。

また、住宅地における良好な住環境の確保、水景が映える湖岸、ホタルが舞う河川、落ち着きのある緑地、農地等の自然環境の保全など、地域特性に応じて、うるおいがあり秩序のある土地利用を進めます。



① 商業地

JR守山駅周辺に、文化・交流・にぎわいの核となる商業地の中心拠点区域を配置し、官 民連携を図るなかで、JR守山駅の東口・西口を合わせた一体的な活性化を図るとともに、 守山駅前の渋滞緩和対策に取り組みます。

行政、商業、文化、医療・福祉、業務および交通結節点等の多様な都市機能の集積を図ります。また、民間主導のリノベーションまちづくりを進めるとともに、歩きやすいまちづくりを進め、中心商業地の魅力を高めます。

新中山道沿道と北部市街地の幹線道路沿道は、近隣商業地を配置し、周辺住民の日常生活の利便性の向上に資する商業施設等の整備を促進します。

南部市街地の幹線道路沿道は、沿道複合地として位置づけ、後背の住宅地の環境保全に配慮しつつ、沿道サービス機能の向上を図ります。

② 市民交流ゾーン

市民交流ゾーンは、幹線道路沿いの利便性の高い貴重な土地であり、無秩序な土地利用により有効活用が阻害されることのないよう、秩序ある土地利用を誘導します。

③ 観光・レクリエーション地

湖岸エリアに琵琶湖等の自然環境や景観を活かした観光・レクリエーション地を配置します。琵琶湖の自然環境や景観、ホテル、商業施設等のポテンシャルを最大限活かし、サステナブルな観光誘客と地域活性化につながるよう、自然環境の保全と官民連携の取組を推進するとともに、渋滞緩和に向けた施策を検討します。

④ 住宅地

住宅地は、地域特性に応じて、うるおいと安らぎのある中低層住宅地や、一定の商業・業 務機能等の立地を許容した一般住宅地を配置します。

⑤ 工業地

工業地は、既存工業団地における雇用確保や設備投資を促進するとともに、次代を支える 産業の立地誘導を図ります。

⑥ 田園ゾーン

市街化調整区域は、田園ゾーンとして位置づけ、農地の多面的機能の観点から優良農地の保全を図るとともに、人口減少傾向の見られる集落については、地区計画の導入や空き家・空き地の活用を促進し、持続的で緩やかな人口の推移によるコミュニティの維持・活性化を進めます。

浜街道から今市地先におけるレインボーロード沿道は、周辺の良好な自然環境の立地特性 を活かし、無秩序な開発を抑制するとともに、地区計画の活用により田園風景と調和した立 地による秩序ある土地利用を進めます。

⑦ 都市公園

大規模な都市公園については、都市公園法改正の趣旨に鑑み、社会経済情勢を踏まえた多様なニーズに対応できるよう、必要に応じて Park-PFI 等による有効活用を図ります。

また、ホタルの生息環境となる水辺や公園・緑地等の保全・拡充を図ります。

⑧ 市街化区域内農地

市街化区域内農地は、計画的な開発を誘導する一方、景観、環境、教育、防災、ヒートアイランド現象の緩和等の農地の多面的機能、市民の農業体験の機会の創出、市街地環境の保全、伝統文化の維持等が求められていることから、同農地の保全活用を進めます。

9 景観

良好な住環境を保全する観点から、景観条例による良質な景観誘導や緑地配置等により、 ゆとりとうるおいを有した魅力的な街並みの形成を図ります。

5. 分野別政策

I. つながり

01 人権をおもんじ、信頼し合える風土づくり

行政項目 : 人権・同和・平和、男女共同参画

- 一人ひとりの人権を尊重し、同和問題をはじめとしたあらゆる差別を解決するため、お互いがお互いの立場を認め合い信頼し合える風土づくりを進めます。
- すべての市民がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。
- また、「のどかな田園都市守山」平和都市宣言の実現を目指し、人権の尊重と恒久 平和への願いを後世に引き継ぎます。
- さらに、男女共同参画社会意識の醸成を図り、ワーク・ライフ・バランスの推進等、性別に関わりなく個性や能力を発揮できるいきいきと輝くまちづくりを進めます。

02 多文化共生のまちづくり

行政項目 : 多文化共生・国際交流

- 姉妹都市との交流や、市民参加による多様な草の根の国際交流を推進し、市民の国際理解の向上に取り組みます。
- また、在住外国人が地域社会で安心して日常生活を営めるよう、労働・居住・医療・福祉・教育等各方面での環境整備を図り、外国人の自立と日本人との相互理解を促進し、多様性を認め合い、多文化共生社会の実現を目指します。

03 市民の多彩な活動の環境づくり、市民参加と協働のまちづくり

行政項目: 市民参加・まちづくり・コミュニティ

- あらゆる分野において、市内活動における担い手が不足していることを受け、自治会等のコミュニティ活動に対する活動支援の充実を図ります。
- また、ボランティア、NPO等の育成を行うとともに、地域の人材、場所がハブとなり、ひとや情報がつながり、市民相互の連携によるまちづくりを進め、市民一人ひとりの想いが実現できるまちを目指します。

Ⅱ. 教育・学習・子育て

04 未来を担う人材の育成

行政項目 : 学校教育

- 郷土守山に誇りを持ち、かつ、現代の国際化・情報化社会に柔軟に対応し、様々なことに挑戦できる子どもが育つよう、子どもの可能性を伸ばす教育を推進し、時代の変化を敏感に捉え、柔軟に対応できる人となるために、必要な力を備える教育を目指します。
- また、様々な知識や技能を習得し、仲間とのふれあいを通して、社会性を身に付け、豊かな情操を育む魅力ある学校づくりを進めます。
- さらに、学校施設の大規模改修や小中学校の屋外プールの集約化等を通じて、児童 生徒が安全安心に学べる環境づくりに取り組みます。

05 生涯学習環境の充実

行政項目 : 社会教育・青少年育成

- すべての市民が、あらゆる機会を通じて、お互いに広く学び合うことのできる環境 づくりを進めます。
- また、家庭や地域の教育力を高めるとともに、家庭・学校・地域が連携しながら青 少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけながら健やかに成 長し、地域と共生しながら自立できる環境づくりを進めるとともに、子どもが安心 して過ごせる多様な居場所づくりに取り組みます。
- 青少年赤十字の精神「気づき ・考え・実行する」による共助・互助のまちづくり を推進します。
- さらに、本が好きと言える市民であふれ、より広く深く読書に関わることができる 「読書日本一のまちづくり」の実現に向けて取り組みます。

06 安心して子どもを生み育てやすい環境づくり

行政項目 : 就学前教育・児童福祉、母子・父子福祉

- 子どもの健やかな成長を育める環境づくりに努めるとともに、保育サービスの充実、子育て支援施設の充実などにより、安心して子育てができる環境づくりを進めます。また、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、妊娠前からの切れ目のない支援の充実に取り組み、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりに努めます。
- また、子どもが安心して過ごせる多様な居場所づくりに取り組みます。

Ⅲ. 文化・スポーツ

07 「誰もが」「どこでも」「いつまでも」スポーツできる環境づくり

行政項目 : スポーツ

- 「誰もが」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツや運動に親しむことができる『健康元気なまち』の実現に向け、ライフステージに応じたスポーツの推進を図るとともに、スポーツができる場の確保に取り組みます。
- また、スポーツを推進する人材の育成、情報提供・発信の充実を図るとともに、スポーツ関係団体との連携によるスポーツによるまちの活性化に取り組みます。

08 市民の豊かな芸術活動を育む環境づくり

行政項目 : 文化・芸術

- 市民の誰もが気軽に文化・芸術に親しめ、地域で交流できる環境づくりに取り組みます。さらに、守山独自の文化・芸術を創造するために、市民の文化・芸術活動を支援し、市内外にまちの魅力を発信できる人づくりと仕組みづくりを推進します。
- また、市民の文化・芸術活動の中心となっている市民ホールについて、大規模改修を行い、これまでの文化振興の拠点としての役割に加え、市民自らが多様な創造活動を発信する場として、さらには、市民が日常的に足を運び交流する場として、末永く愛される施設を目指します。

09 文化を伝え、育む風土づくり

行政項目 : 文化財

- 先人が残してくれた貴重な文化財を市民の共有財産として将来に引き継ぐため、文化財の所有者や行政のみならず、地域や関係団体など多様な主体が協働して一体的、総合的に文化財の保存と活用の取組を推進します。
- また、文化財を生きた教材として活用し、子どもが地域の歴史文化に触れる学習機会を提供することで郷土への愛着や豊かな人間性、生きる力などを育む一助とします。

IV. 健康・福祉・医療

10 支え合い、協力し合うまちづくり

行政項目 : 地域福祉

- すべての市民が、生活の拠点である地域で安心して幸せに生活できるよう、在宅での暮らしを支える仕組みとして、福祉・保健・医療等の関係諸機関による連携体制の充実を図ります。同時に、家庭・隣近所での支え合いや地域の福祉活動団体、ボランティア、NPO 等「地域ぐるみの連携」の強化に重点的に取り組みます。
- また、関係機関と連携し、アウトリーチ等により、本人や家族の状況に合わせたひ きこもりの支援を行います。

11 障害者が地域の中で自立して生活できるまちづくり

行政項目: 障害者(児)福祉

- 障害者が地域の中で自立した日常生活を送り、その能力を十分発揮できるよう支援 体制の充実を図ります。
- また、障害児に対する就学前対応や教育内容の充実を図り、地域社会の中で見守り、育てていける環境づくりに取り組みます。
- さらに、利用者の自己選択・自己決定と利用者の立場に立ったサービス提供を前提 に、利用者が安心して利用できるようサービスの量および質の確保を図ります。

12 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

行政項目 : 高齢者福祉

- 高齢者が生涯にわたって安心し、健やかにいきいきと暮らしていくことができるよう、日常生活支援や心身の状況に即した医療・介護・福祉サービスの充実や介護予防の推進を図るとともに、その基盤の整備を進めます。
- また、高齢者自身が生きがいを持ち、自らの意思で自分らしく生きていける居場所、活躍の場等、地域社会づくりの支援に努めます。

13 生涯を通した健康づくり

行政項目: 健康づくり・保健予防

• 幼少期から高齢期までのそれぞれの時期の生活習慣がその後の健康状態に大きく影響することから、ライフステージ・ライフコースに応じた切れ目のない生涯を通じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指します。

14 医療体制の充実

行政項目 : 医療

- 市民が安心して医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携により質の高い医療の充実を図ります。
- また、多様化・高度化する市民の医療ニーズに対応できるよう、広域的な連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

15 社会保障の充実

行政項目 : 保険・年金、生活困窮者対策

- 誰もが安心して生活できるために基盤となる年金・保険・医療制度等の社会保障制度についての市民への周知と適正な運営に取り組みます。
- また、生活困窮者対策等については必要とする人の生活を保障するとともに、その自立を支援します。

V. 暮らしと働き

16 地域の特色を活かした魅力ある農水産業の振興

行政項目 : 農水産業

- 優良農地の保全と農村が持つ豊かな環境の維持に努めます。
- また、生産性と経営効率が高く安定的な農業経営を進めるために、農地の集積・集 約化、意欲ある農業の担い手の確保・育成、農業技術の向上等農業経営の基盤強化 に取り組みます。
- また、漁場環境を再生し水産資源の回復を図るため漁業組合等と連携し事業を推進するとともに、琵琶湖を保全し、後世に引き継げるよう市民意識の醸成を図ります。
- さらに、加工場・直売所・観光農園の取組支援等による6次産業化の促進により、 農水産物の価値を向上させるとともに、地産地消の取組を推進し、地元農産物や琵 琶湖産魚介類の消費拡大などに取り組みます。

17 にぎわいと活力をつくる商業・工業の振興

行政項目 : 商工業

- 地域に雇用や活力を創出する産業の振興を推進し、市街化区域への編入等による良好な産業用地の確保を図るとともに、立地企業と連携したまちづくりに取り組みます。
- 地域に雇用や活力を創出する商工業の振興、環境に配慮した企業誘致の推進を図り、既存企業や誘致企業と連携したまちづくりに取り組むとともに、商工団体と連携し、中小企業の人材不足やデジタル化等への支援、事業承継および担い手の育成支援により、活気ある商店街、商業地づくりを目指します。
- また、起業家等の挑戦を応援し、「起業家の集まるまち守山」の実現に向け、起業・創業の支援や起業家教育を引き続き推進するとともに、多様化する社会課題、 地域課題の解決に向け、市内外の企業やスタートアップ企業と連携し、地域の産業 振興や市民サービスの向上に繋げます。

18 地域資源を活かした観光の振興

行政項目 : 観光

• 琵琶湖、野洲川、田園風景等の豊かな自然環境や歴史資源などを活かした観光の振興を図ります。

• また、商業施設や文化・スポーツ施設等とのネットワーク化の推進、来訪者が観光 情報を得やすい環境整備、近隣市と連携した広域的な観光事業を推進し、まちの魅力・強みを活かした交流人口・関係人口の増加を図るとともに、市内消費を喚起 し、地域経済の活性化を図ります。

19 地域で安心して働くための環境づくり

行政項目 : 勤労者福祉・就労支援

- 勤労者が安心して働くことができる環境整備、福利厚生の充実を事業者に求めるとともに、就労者のスキルアップを支援します。
- 若年者から高齢者まで、就労を希望するすべての市民を対象に、就労に関する情報 や人材を確保したい企業の情報を的確に把握し、就労支援相談体制を整え、就労体 験の促進等、就労希望者が自分の意欲と能力に応じた職業につくための支援を行い ます。

20 誰もが安心して移動できる手段の確保

行政項目 : 地域交通

既存地域公共交通や地域における移動支援等、あらゆる手段を組み合わせる中で、 誰もが安心して移動できるサステナブルな地域公共交通のあり方を検討し、取り組 みます。

VI. 安全・安心

21 災害に強く、安全で住みよいまちづくり

行政項目 : 危機管理、防災・消防・救急、交通安全・防犯、消費生活

- 過去の大規模災害で顕在化した課題や今後、発生が危惧される南海トラフ地震および気象変動による豪雨や台風の強大化に備えるため、既存の計画やマニュアル等をより実効性の高いものに見直すとともに、民間事業者との災害協定締結や自主防災組織・消防団等との連携をより一層強化していくなかで、地域防災力の向上を進めます。
- 加えて、消防・救急体制の充実、交通安全対策の推進、防犯体制の強化、安全・安 心な消費生活等、事故や犯罪から市民の生命や財産を守り、安心して暮らせる地域 社会の形成を目指します。

22 快適な都市基盤の整備

行政項目:都市計画、都市景観、住宅・宅地、道路、河川、上・下水道

- 快適で秩序ある都市環境づくり推進のために、都市景観に配慮した計画的な市街地整備、住環境整備、道路整備などの事業を推進します。また、緩やかな人口増加を継続するため、都市計画制度の見直しや年々増加する空き家について、相談体制の充実に努め、利活用の促進を図ります。さらに、自然景観や生態系に配慮した河川整備、地域における美化作業の支援、局地的な降雨に対する排水路の整備、快適な生活環境の確保のための上・下水道の整備を推進します。
- また、JR守山駅周辺や湖岸エリア等においては、官民連携を図るなかで活性化や 渋滞緩和対策に取り組みます。

23 豊かな水環境と憩いの空間づくり

行政項目 : 公園、緑化、水辺環境

- 市民の健康づくりと憩いの場として、うるおい・安らぎを与える公園や緑地の保全 を推進するとともに、市民・市民公益活動団体・民間事業所・行政の協働による維 持管理に取り組みます。
- また、水辺環境の保全と創出に努めるとともに、公園・緑地、河川、街路樹等の保全を行い、水とみどりのネットワークの形成に努めます。
- また、地域や企業と連携する中で、農業用水や環境用水の確保に努めます。
- さらに、公共施設の緑化を率先的に推進し、市民や企業等による民有地や民間施設の緑化を支援します。

24 脱炭素社会と循環型社会の構築

行政項目 : 地球環境保全、廃棄物対策・リサイクル、公害防止

- 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向け、市をはじめ、家庭や事業者において、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー化と効率的なエネルギー利用の促進を図り、本市の強みである「市民力、地域力、協働の輪」を活かして環境意識の向上に取り組みます。
- また、循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、行政の協働によるごみの減量化 や再資源化、廃棄物の適正処理、公害防止などに取り組み、サステナブルなまちづ くりを推進します。

25 自然と調和したまちづくり

行政項目 : 生活環境、自然環境

- 環境学習都市宣言の具現化に向け、琵琶湖、野洲川、豊かな緑を形成する田園、そこに舞うホタルなどの美しい自然環境を守り育て活用するための事業に、市民、事業者、行政が協働で取り組むとともに、環境活動や農地の多面的機能の活用と環境保全型農業等を通して、自然と共生しながら自然景観の保全と生物多様性の保全を図ります。
- また、琵琶湖等の豊かな自然環境に触れ体験する環境学習や地域環境の美化を積極 的に推進するとともに、ほたるの森資料館の建て替え等を通じて、市民の環境保護 意識の高揚と環境活動に参加する関係人口の増加を図ります。

VIII. 行財政運営

26 効果的・効率的な行財政運営

行政項目 : 健全財政・行政運営、広報・広聴・情報公開、政策形成・広域行政・地方創生

- 市民生活の安全・安心を支える施策や将来を見据えたプロジェクトをしっかりと推進し、「守山に住んでいて良かった」と実感できるサステナブルなまちづくりを進めるため、引き続き、安定した健全な行財政運営に取り組みます。
- また、将来にわたって成長・発展するまちとなるよう、本市の魅力を最大限活かした地方創生に取り組み、緩やかな人口増加の継続を目指します。
- 市民と共にまちづくりを進めるため、市民が必要とする情報をあるゆる媒体を通じて、提供することで、市が実施する事業に関心を持ってもらえる広報・広聴活動を 進めます。

27 DXの推進

行政項目 : 情報通信

- 地域における課題の解決や地域の活性化の手段として、ICT(情報通信技術)を 活用します。
- 「すべての手続きがスマホで完結」を目指して、オンライン化を推進するととも に、スマートフォン等の利用に不慣れな方に寄り添った丁寧なサポートするなか、 市民誰もが実感できるDXを推進します。

6. (仮) 第3期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

今後5年間の本市のまちづくりにおいて、主要課題を解決するために、デジタルの力を活用すること等により、重点的かつ優先的、分野横断的に進めるべき取組を重点戦略として位置づけ、具体の目標や施策を「(仮) 第3期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に委ねます。

(仮) 第3期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

| 計画期間 | 令和 8(2026)年度~令和 12(2030)年度 |
|-------|---|
| 基本目標1 | 子育てしやすい環境の整備【ひと】 施策①子どもを生み育て、働きやすい環境の充実 |
| 基本目標2 | 地域の魅力を活かし、交流人口の拡大を図る【ひと】 施策①地域の魅力を活かした活性化 |
| 基本目標3 | 地域で働く生産性の高い魅力的なしごとをつくる【しごと】 施策①起業・創業支援、企業誘致 施策②既存企業の活性化 施策③農水産業の振興 |
| 基本目標4 | ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる【まち】 施策①「人と人」「人と地域」を結ぶ人づくり 施策②環境学習都市宣言の具現化に向けて 施策③スポーツと健康のまちづくり |